

介護保険制度の構造的な課題について、次回制度改正(令和9年)を控えたタイミングで国に緊急提言

介護人材を取り巻く状況

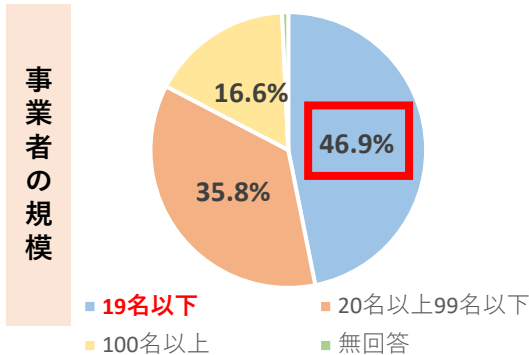
- ・都内では他産業との人材獲得競争が激化：有効求人倍率（R6）全産業1.55倍、介護関連職種8.16倍、
⇒ 介護職員数は令和2年度を境に減少傾向：18.6万人（R2）⇒17.6万人（R5）

物価・賃金の状況

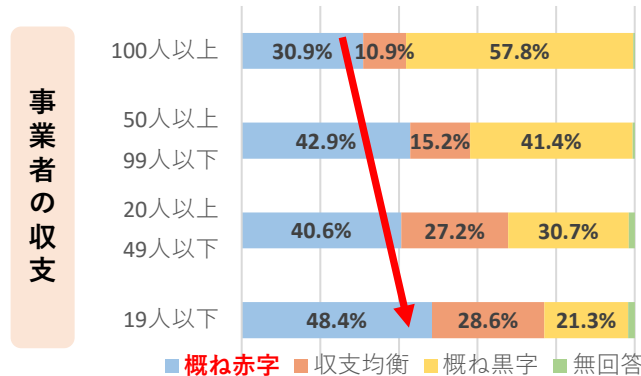
- ・前回介護報酬改定（R6）で、物価や賃金の急激な上昇が十分に反映されなかった（訪問介護等は減額改定）。
- ・現在の著しい上昇：区部消費者物価指数+2.5%（R7.9前年同月比）、賃上げ率+2.6%（R7介護業界）
⇒ 3年ごとの報酬改定では、物価や賃金の上昇が随時反映されないため、事業者の経営を圧迫

都内の介護事業者の状況（令和7年8月東京都調査）

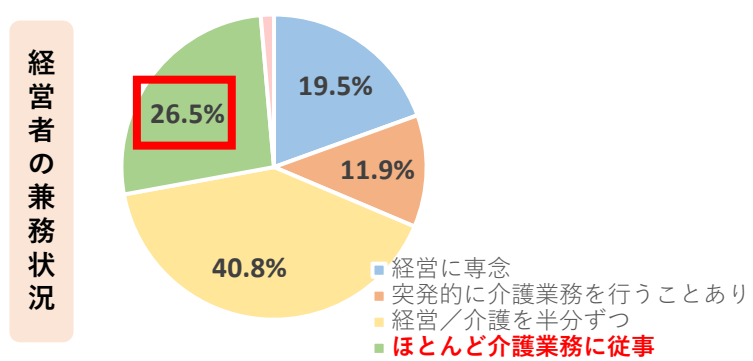
- ・従業員数19人以下の小規模事業者が約半数



- ・事業者の約4割は赤字
小規模な事業者ほど赤字傾向



- ・従業員19人以下の小規模事業者の経営者の4分の1が介護業務に専従



課題

- 介護サービスを安定的に提供するためには、物価や賃金の上昇を適時適切に反映できる介護報酬への転換が必要（→提言1）
- 社会全体の人手不足の中で、効率的なサービス提供への制度転換が必要（→提言2）
- 経営力に課題がある小規模事業者向けに、経営改善等の強力な支援が必要（→提言3）

提言Ⅰ 適切な基本報酬単価の設定について

- ・ 物価高騰や賃金の上昇等を基本報酬に速やかに反映、また、将来的な上昇にも適時適切に対応できる介護報酬の在り方（物価スライド方式など）を検討すること。
- ・ 基本報酬の単価設定においては、人件費だけでなく、事業運営にかかる経費の増額も適切に算定すること。
- ・ 地域区分の見直しにあたっては、保険者が地域区分を設定できるような柔軟な仕組みを検討すること。

提言Ⅱ 効率的な介護サービス提供のあり方について

- ・ 複数事業者によるサービス提供や職員配置など、効率的なサービス提供のための柔軟な対応を図ること。

＜効率化の具体例＞ 週7日利用の利用者に対して、複数の訪問介護事業者がサービスを提供する場合
⇒ 複数事業者間の相互委託でサービス提供できれば、事業者・ケアマネジャー・利用者の負担減

- ・ 煩雑化した運営基準や加算等の見直しを図ること。

＜見直しの具体例＞

- ・ 介護報酬の加算部分を基本報酬に統合する。または、加算要件の見直しや緩和を図る。

提言Ⅲ 小規模介護事業者の経営力強化・協働化等について

- ・ 小規模な事業者の経営改善や協働化等を迅速に進めるため、介護報酬等による誘導など、事業者が明確なメリットを感じられる仕組みを検討すること。

＜支援策の具体例＞

- ・ 複数事業者間で協働化の取組を実施した場合、介護報酬の加算、税制優遇、連携による人員基準・運営基準の緩和などのインセンティブ
- ・ 小規模事業者が事務を共同で行う際のバックオフィス化への支援